

#### 授業欠席時の扱い

- § 1 翌月分の授業欠席のお申し出は、前月 25 日までにご連絡ください。  
ご連絡いただいた場合、欠席分の授業料はいただきません。
- § 2 § 1 の規定は、退塾のお申し出について準用します。
- § 3 前月 25 日を過ぎてからの、欠席による授業料返金は、以下の場合にのみ応じます。
- ・忌引き
  - ・入院をともなう加療
  - ・弊塾（佐藤）の都合による授業休講
- § 4 § 3 以外の事由による欠席については、可能な限り振替で対応することとします。  
詳しくはその都度ご相談ください。
- § 5 § 4 の振替については、対面形式のほか、Skype で対応することもあります。